

山梨県無電柱化推進計画（第8期）

令和8年2月

山梨県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両などの通行に支障を来すなど、様々な危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などを図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することなどを目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく都道府県無電柱化推進計画として、今後山梨県の無電柱化の基本的な方針、目標、施策などを定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 山梨県における無電柱化の現状

山梨県における無電柱化は、台風や地震時における電柱の倒壊による交通の遮断や、景観保護に有効であることから、市街地の幹線道路や世界遺産富士山周辺の主要道路を中心に、これまで7次にわたり計画を策定し、約150kmの整備を進めてきた。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

近年の激甚化する災害の発生状況や、観光地などで電柱・電線が風情のある景観を損ねている状況などから、無電柱化を求める声が高まりつつある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、これまで、県民と関係者の理解、協力を得て、防災や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成などの観点から、無電柱化の必要な道路において進めてきた。

今後は、近年の頻発する地震等の発生状況を踏まえ、特に電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地の重要拠点を結ぶ緊急輸送道路において、無電柱化の推進に取り組んでいく。

3) 適切な役割分担による無電柱化の推進

国、県、市町村及び電線管理者は、4)に掲げるような無電柱化が必要な道路において、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、適切な役割分担により無電柱化を推進する。

4) 無電柱化の対象道路

事業の実施に当たっては、工事や地上機器の設置場所などについて、沿道住民などの合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、直轄国道や市町村道など山梨県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

DID(人口集中地区、Densely Inhabited District の略)地区におい

ては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため、DID 地区を中心に無電柱化を推進する。

また、緊急輸送道路の機能を確保するため、無電柱化を推進する。特に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある社会的影響が大きい市街地（DID 地区）の重要拠点を結ぶ緊急輸送道路において、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

道路の円滑な交通確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。特に学校周辺の通学路において、地域住民など関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

世界文化遺産へ登録された、「富士山と信仰・芸術関連遺産群」や景観重要道路、重要文化財周辺、その他著名な観光地における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 道路事業などに合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業など」という。）が実施される際に無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

30kmの無電柱化の整備を完了する。（無電柱化推進計画箇所については、別表及び別図参照）

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民などとの協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況などを踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝などの整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況などに応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民などの合意形成など無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業などに合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業などが実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。また、無電柱化を実施しやすいよう施工時期などの調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者などが既設の地中管路などを有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、必要に応じて財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、山梨県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額等の措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線などについて、占用料の減額等を行う。

※ 電線共同溝方式の場合は減額、単独地中化方式の場合は免除（令和3年4月～）

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、防災担当部局、観光担当部局、交通管理者、地方公共団体及び電線管理者などからなる山梨県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整など無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所などに関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会などを設置する。

② 工事・設備の連携

山梨県の管理する道路において、道路事業などやガスや水道などの地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議など関係者が集まる会議などを活用し、工程などの調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成などの観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設などの公有地や公開空地などの民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の

事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果などについて、山梨県HPなどを活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国及び市町村と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、山梨県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

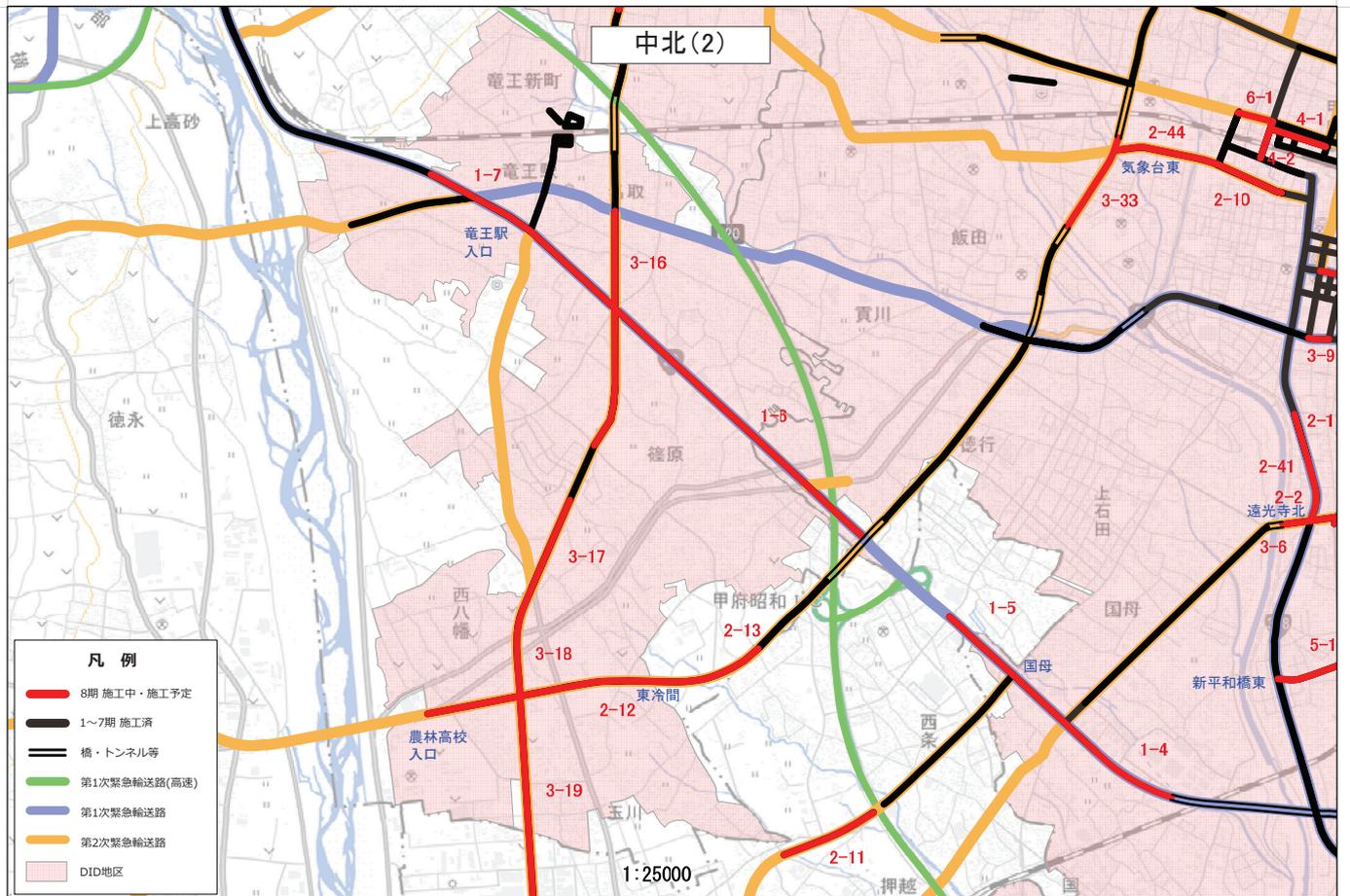
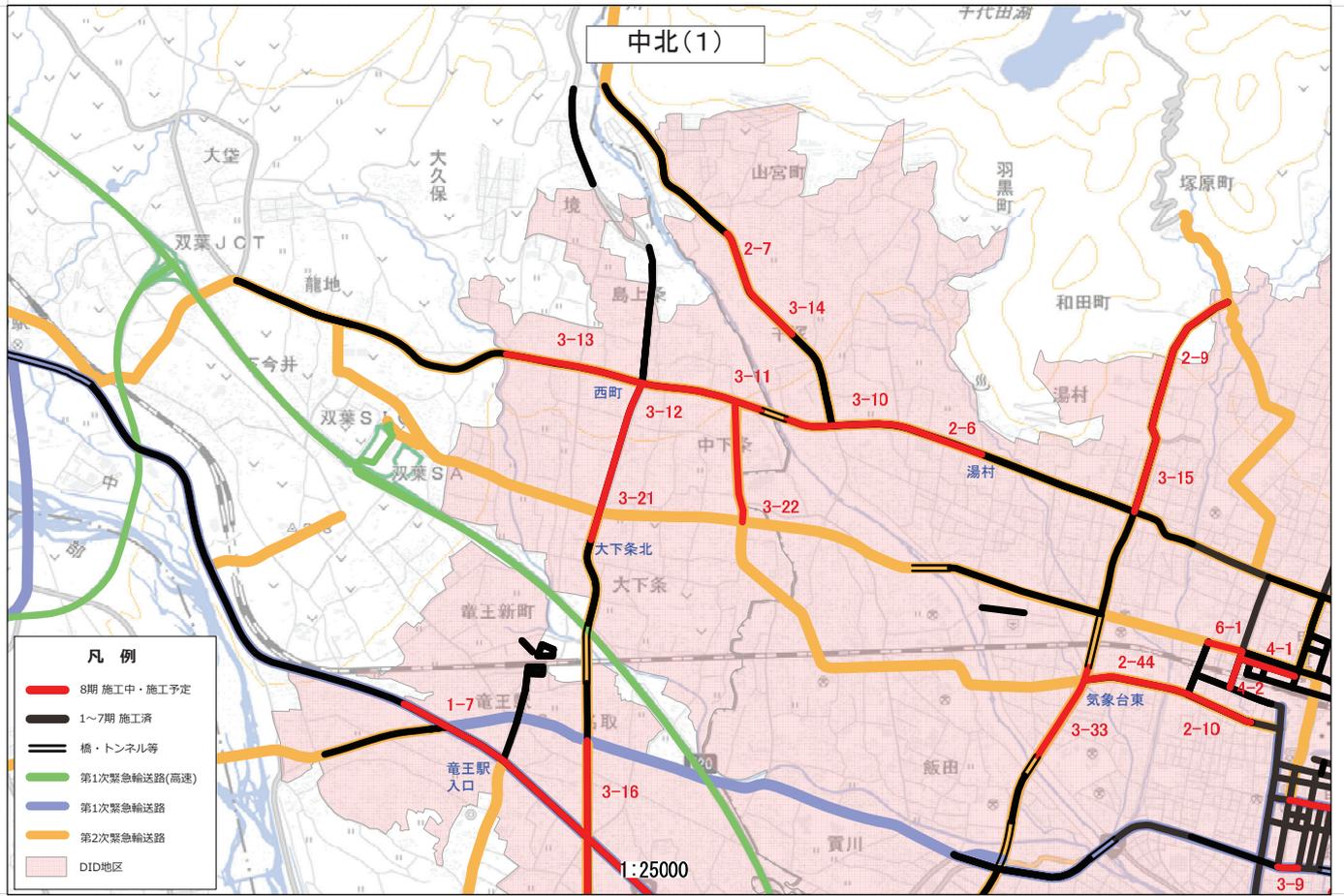
別表

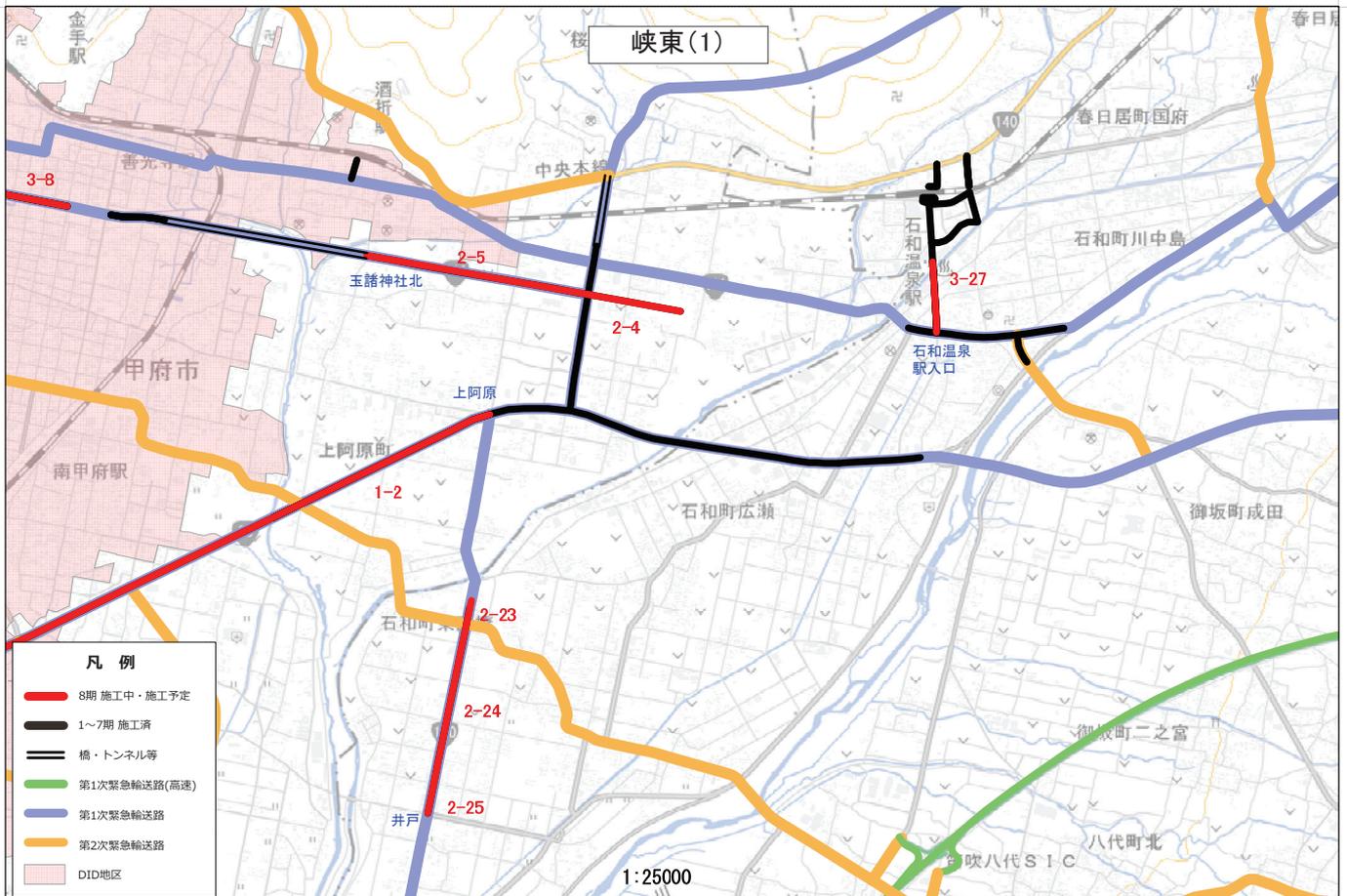
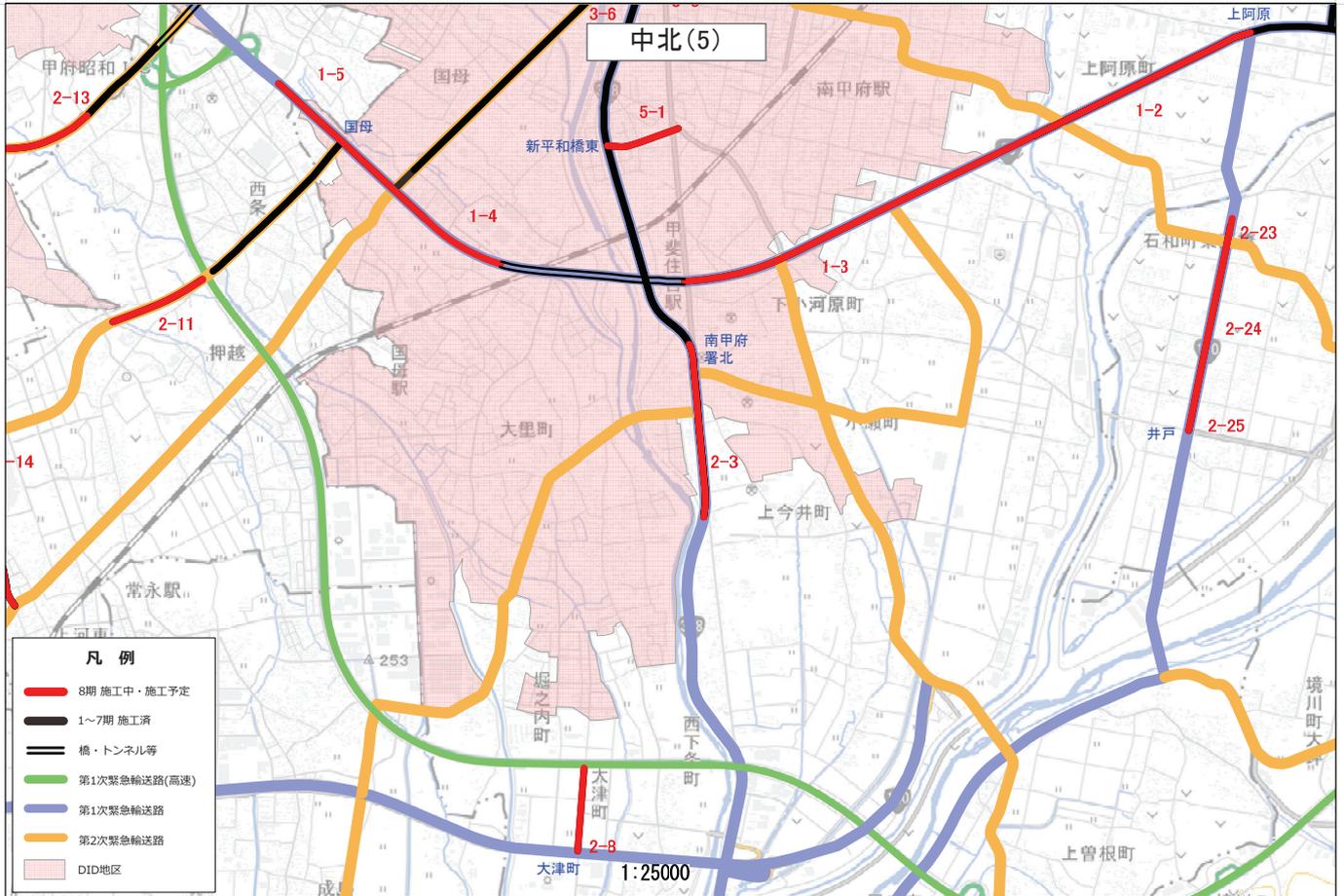
番号	路線名	区 間	
		起点	終点
1-1	国道20号	コモアしおつ入口交差点	四方津駅
1-2	国道20号	甲府市上阿原	将林橋東
1-3	国道20号	将林橋西	中小河原交差点
1-4	国道20号	市場南入口交差点	国母立体東側
1-5	国道20号	国母立体東	甲府昭和高校入口交差点
1-6	国道20号	甲府市徳行（アルプス通り交差部）	甲斐市富竹新田
1-7	国道20号	甲斐市富竹新田	竜王立体
1-8	国道139号	南都留郡富士河口湖町（県境）	南都留郡富士河口湖町（町村境）
1-9	国道139号	南都留郡鳴沢村（町村境）	大田和西交差点
1-10	国道139号	大田和西交差点	東恋路交差点
1-11	国道138号	上宿交差点	富士見公園前交差点
1-12	国道138号	山中湖村役場交差点	山中湖公共駐車場付近
2-1	国道358号	千松院前交差点	相生三丁目交差点
2-2	国道358号	遠光寺北交差点	伊勢1丁目交差点
2-3	国道358号	中町北交差点	南甲府署北交差点
2-4	国道411号	新山梨環状道路仮称和戸川交差点	東部市民センター南交差点
2-5	国道411号	東部市民センター南交差点	玉諸神社北交差点
2-6	6 甲府韮崎線	湯村交差点	千塚八幡神社東交差点
2-7	7 甲府昇仙峡線	旧ローソン甲府千塚店付近	セブンイレブン甲府山宮店付近
2-8	29 甲府中央右左口線	大津町交差点	中央道南
2-9	104 天神平甲府線	天神平甲府線（現道）接続	緑が丘野球場北交差点
2-10	106 中下条甲府線	横沢通り南交差点西	丸の内二丁目交差点東
2-11	3 甲府市川三郷線	西条立体交差点	押原小北交差点
2-12	5 甲府南アルプス線	東冷間交差点	農林高校入口交差点
2-13	5 甲府南アルプス線	かおり幼稚園東交差点	東冷間交差点
2-14	25 甲斐中央線	飯喰東交差点	常永小学校南交差点
2-15	3 甲府市川三郷線	釜無工業団地入口交差点	鍛冶新居橋交差点
2-16	42 韮崎南アルプス富士川線	小笠原橋北詰（鈴木理容室前）付近	小笠原橋南詰（明治軒菓子店前）付近
2-17	5 甲府南アルプス線	ヘーカリーール北付近	小笠原橋北詰交差点
2-18	12 韮崎南アルプス中央線	小笠原橋北詰交差点	青沼整形外科入口付近
2-19	国道141号	東中学校前交差点	相袋交差点
2-20	国道141号	柳原神社南	柳原神社北
2-21	国道141号	清里交差点	朝木の村
2-22	11 北杜富士見線	清里交差点	高根町清里
2-23	国道140号	東高橋交差点	セブンイレブン笛吹石和東高橋店 南端
2-24	国道140号	セブンイレブン笛吹石和東高橋店 南端	誠心幼稚園入口交差点
2-25	国道140号	誠心幼稚園入口交差点	井戸交差点
2-26	国道411号	重川	等々力交差点
2-27	国道411号	千野駐在所前交差点	塩山停車場大菩薩嶺線交差点
2-28	38 塩山勝沼線	新集橋北交差点	恵林寺前交差点北
2-29	38 塩山勝沼線	恵林寺前交差点北	天王宿交差点
2-30	202 山梨市停車場線	下石森交差点	重川橋北交差点
2-31	804 身延線	醍醐沢付近	身延本栖線交差点
2-32	804 身延線	香雲橋交差点付近	醍醐沢付近
2-33	国道139号（富士みち）	金鳥居交差点	中曾根交差点
2-34	国道137号	小曲トンネル坑口付近	浅川地内
2-35	国道137号	追坂トンネル坑口付近	谷坂トンネル坑口付近
2-36	21 河口湖精進線	河口湖北中学校	火の橋西詰
2-37	21 河口湖精進線	長崎トンネル西	大石小学校前
2-38	21 河口湖精進線	奥川橋付近	東洋大学河口湖セミナーハウス先
2-39	208 下神内川石和温泉停車場線	大野桑戸橋西詰	春日居小前交差点
2-40	313 藤堂石和線	板額坂交差点	石橋北交差点
2-41	国道358号	伊勢1丁目交差点	千松院前交差点
2-42	4 市川三郷富士川線	富士橋西詰交差点	富士橋西交差点
2-43	11 北杜富士見線	ハケ岳ロングライドイング付近	馬術競技場入口交差点
2-44	106 中下条甲府線	気象台東交差点	横沢通り南交差点西
2-45	国道141号	柳原神社北	桐ノ木橋交差点
3-1	（都）大手二丁目浅原橋線	銀座通り東交差点	中央四丁目交差点
3-2	（都）大手二丁目浅原橋線	中央四丁目交差点	緑橋
3-3	（都）大手二丁目浅原橋線	緑橋	ダイタ若松町マンション付近
3-4	（都）大手二丁目浅原橋線	ダイタ若松町マンション付近	太田町南交差点北
3-5	（都）大手二丁目浅原橋線外2路線	太田町南交差点東	遠光寺東交差点
3-6	（都）大手二丁目浅原橋線	遠光寺東交差点	千秋橋東詰
3-7	（都）城東三丁目穴切線	桜通り中交差点	甲府警察署東交差点
3-8	（都）和戸町竜王線	城東二丁目朝氣通り	中央五丁目魚町通り
3-9	（都）和戸町竜王線外1路線	春日あべにゅう南交差点	検察庁南交差点
3-10	（都）桜井町敷島線	千塚八幡神社東交差点	千松橋東詰
3-11	（都）桜井町敷島線	千松橋西詰	敷島小学校前
3-12	（都）桜井町敷島線	敷島小学校前交差点	西町西交差点
3-13	（都）桜井町敷島線	西町西交差点	松島団地入口交差点
3-14	（都）高畑町昇仙峡線	永田工業所付近	カルドカーサ千塚付近
3-15	（都）新環状・緑が丘アクセス線	野球場北	総合グラウンド入口交差点

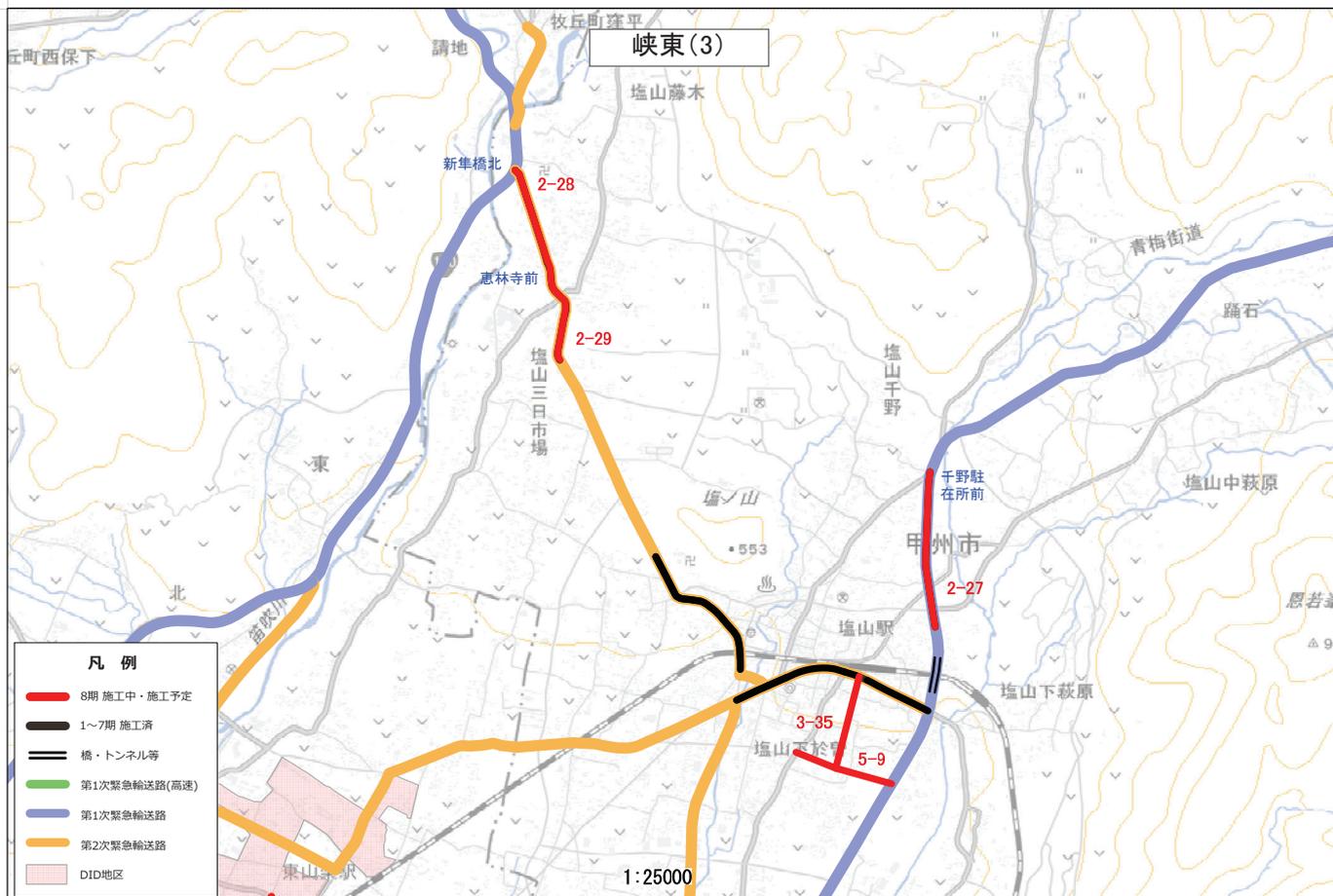
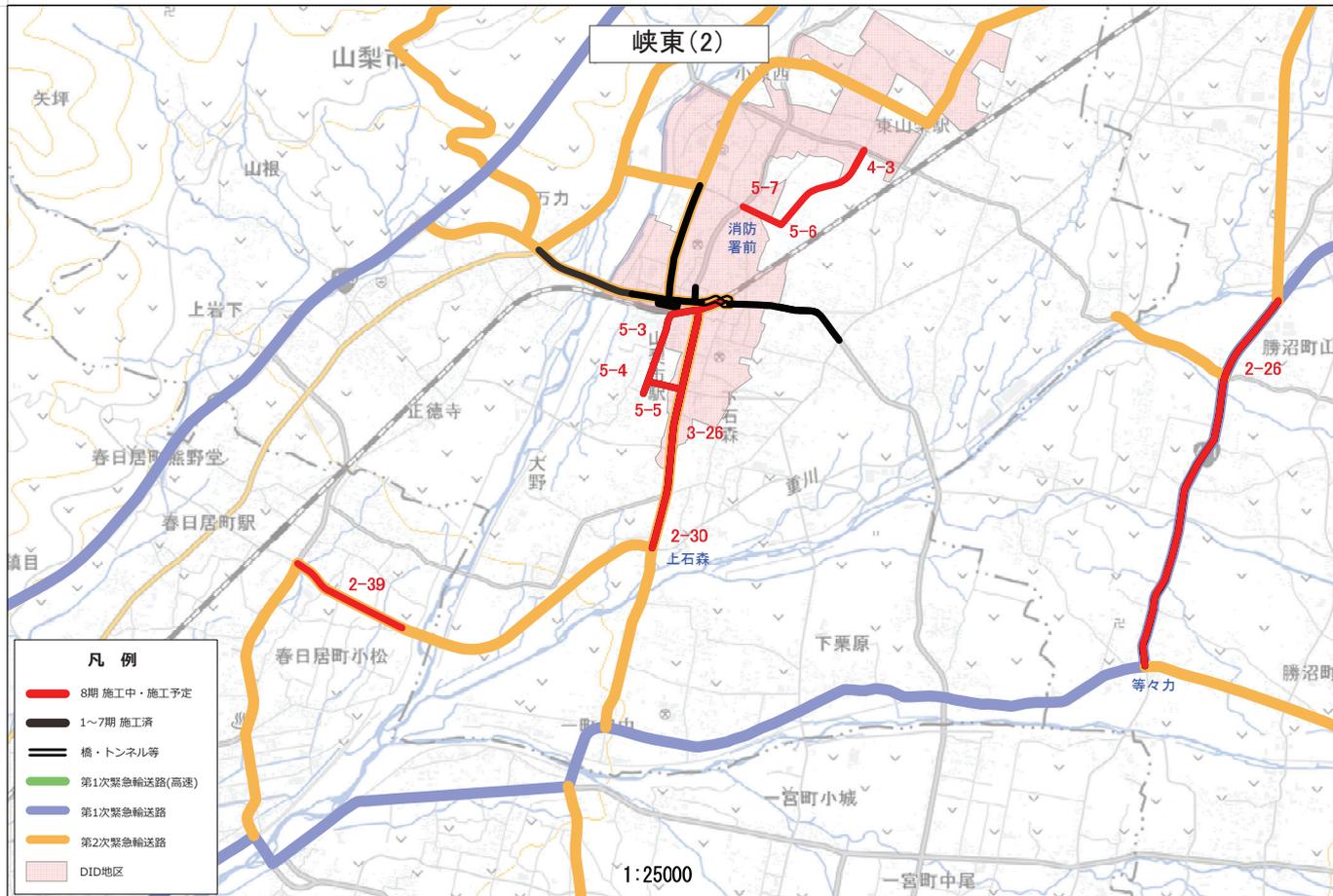
番号	路線名	区 間	
		起点	終点
3-16	(都) 田富町敷島線	真福寺入口交差点	篠原区画整理事業北縁
3-17	(都) 田富町敷島線	篠原区画整理事業南縁	玉幡小学校入口交差点北
3-18	(都) 田富町敷島線	仲新居工区南	竜王西小学校北交差点
3-19	(都) 田富町敷島線	竜王西小学校北交差点	釜無工業団地北2交差点
3-20	(都) 田富町敷島線	釜無工業団地北2交差点	釜無工業団地入口交差点北側
3-21	(都) 田富町敷島線	大下条北交差点	西町交差点
3-22	(都) 城東三丁目敷島線	長塚中交差点	東町交差点
3-23	(都) 葦崎本町通り線	キーロックサービス原付近	市役所東交差点
3-24	(都) 警察署前通り線外1路線	塩川橋西詰交差点	船山橋北詰交差点
3-25	(都) 本町絵見堂線	葦崎市民交流センターニコリ付近	東中学校前
3-26	(都) 山梨市駅南線外1路線	上神内川バス停先	下石森交差点
3-27	(都) 石和温泉駅前線	石和橋北	石和温泉駅入口交差点
3-28	(都) 大門桃林線外1路線	郡農協前交差点	三郡東橋東交差点
3-29	(都) 青柳横通り線	青柳二丁目交差点	富士川町役場西
3-30	(都) 西条高田線	三郡東橋東交差点	市川大門駅前
3-31	(都) 小田船原角打線	身延橋右岸	身延小学校付近
3-32	(都) 船津小海線	鐘突堂入口交差点	河口湖変電所前交差点
3-33	(都) 塩部町開国橋線	新荒川橋東詰交差点	バスポートセンター東交差点
3-34	(都) 田富町敷島線	鍛冶新居橋交差点	流通センター前交差点南
3-35	(都) 塩山駅下於曽線外1路線	(仮称) 若宮八幡大神社交差点	塩山駅前交差点
4-1	(都) 北口2号線	甲府駅北口交差点南	朝日町ガード北交差点南
4-2	(都) 朝日町通り線	朝日町ガード南交差点	朝日町ガード北交差点
4-3	(都) 北中学校東通り線	小原西地内	法蔵寺バス停南付近
5-1	(都) 城東三丁目敷島線	伊勢三差路交差点南東	新平和橋東交差点
5-2	(都) 和戸町竜王線	公益財団法人山梨YMCA西交差点	中央4丁目交差点
5-3	(都) 加納岩小学校西通り線	日川街道踏切南	サントネージュワイン西
5-4	(都) 加納岩小学校西通り線	サントネージュワイン西	下神内川公会堂西
5-5	(都) 加納岩小学校前通り線	加納岩小南交差点	下神内川公会堂北
5-6	(都) 北中学校東通り線	さくらハウス西付近	法蔵寺バス停東付近
5-7	(都) 市役所前通り線	消防署前交差点	さくらハウス西付近
5-8	(都) 大月駅裏通り線	東横INN富士山大月駅西	大月市民会館入口交差点
5-9	(都) 下塩後牛奥線	甲州市塩山下於曾	涌泉寺西
6-1	朝日荒川線	朝日三交差点	朝日町ガード北交差点
6-2	昭和通り線	東町交差点	ガスト富士吉田店付近
6-3	文教通り向新田線	山梨中央銀行市川支店付近	郡農協前交差点
6-4	小淵沢3号線	馬術競技場入口交差点東	馬術競技場入口交差点西

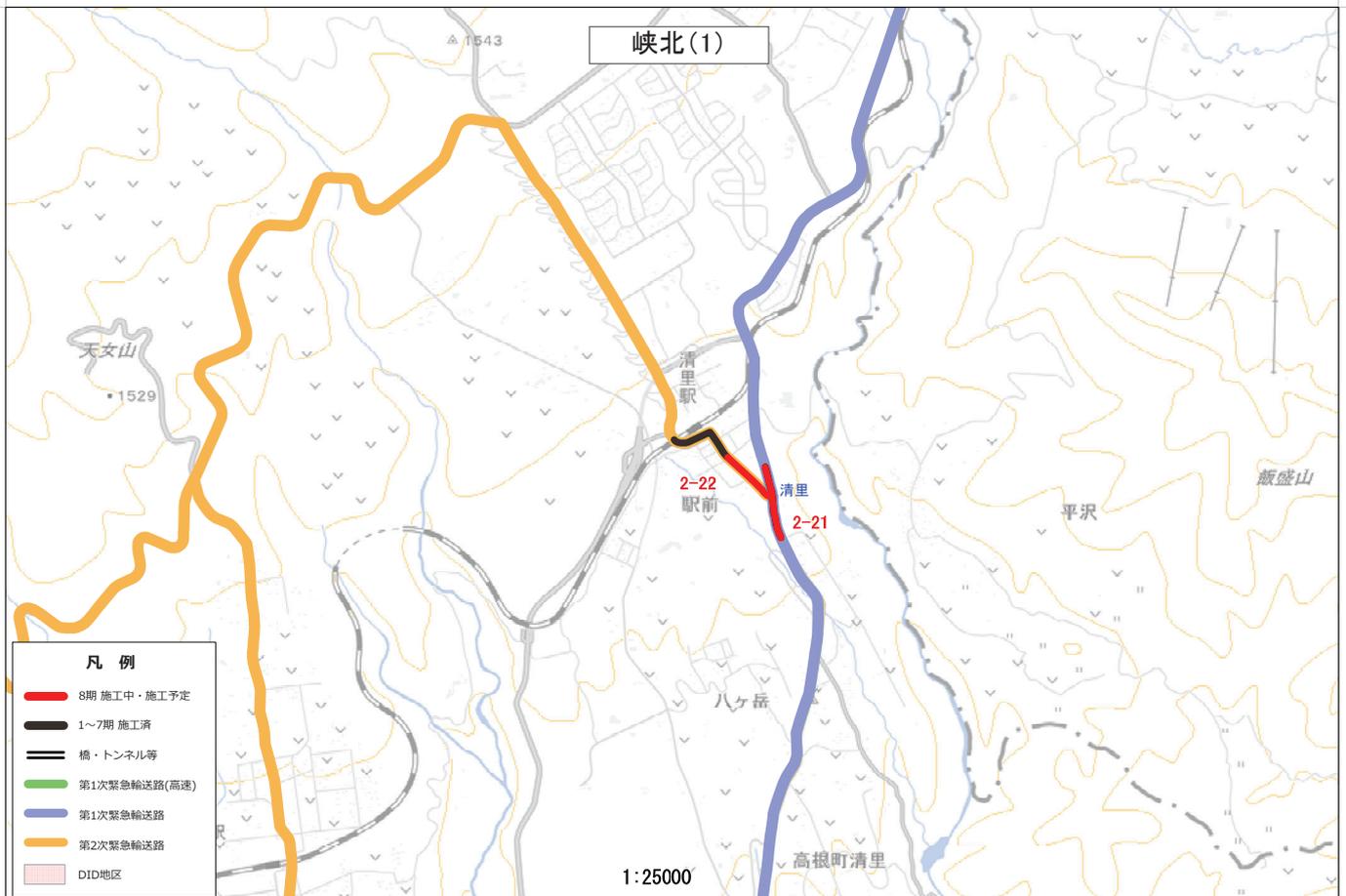
※ 番号の接頭数字は所管事業区分を示す。

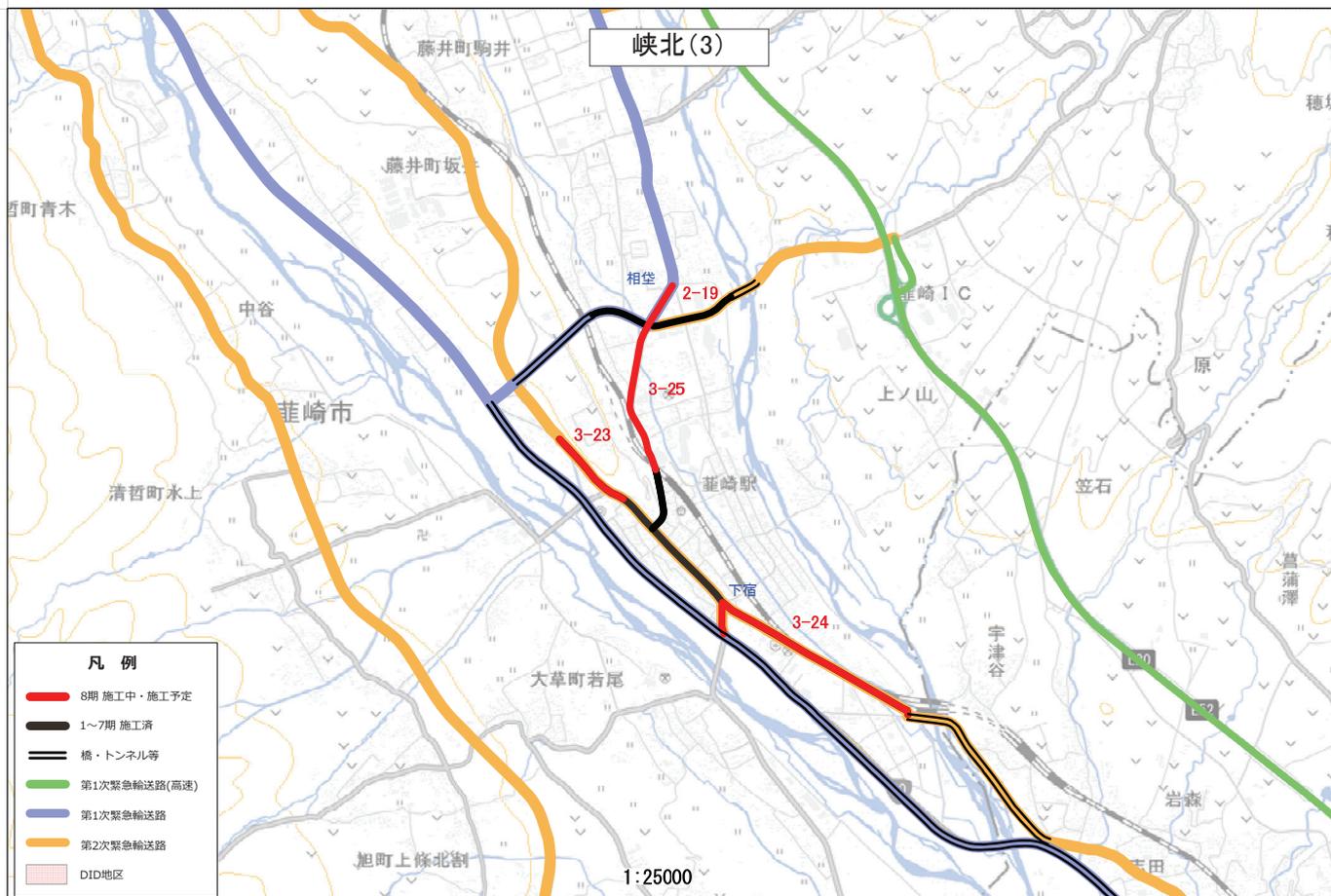
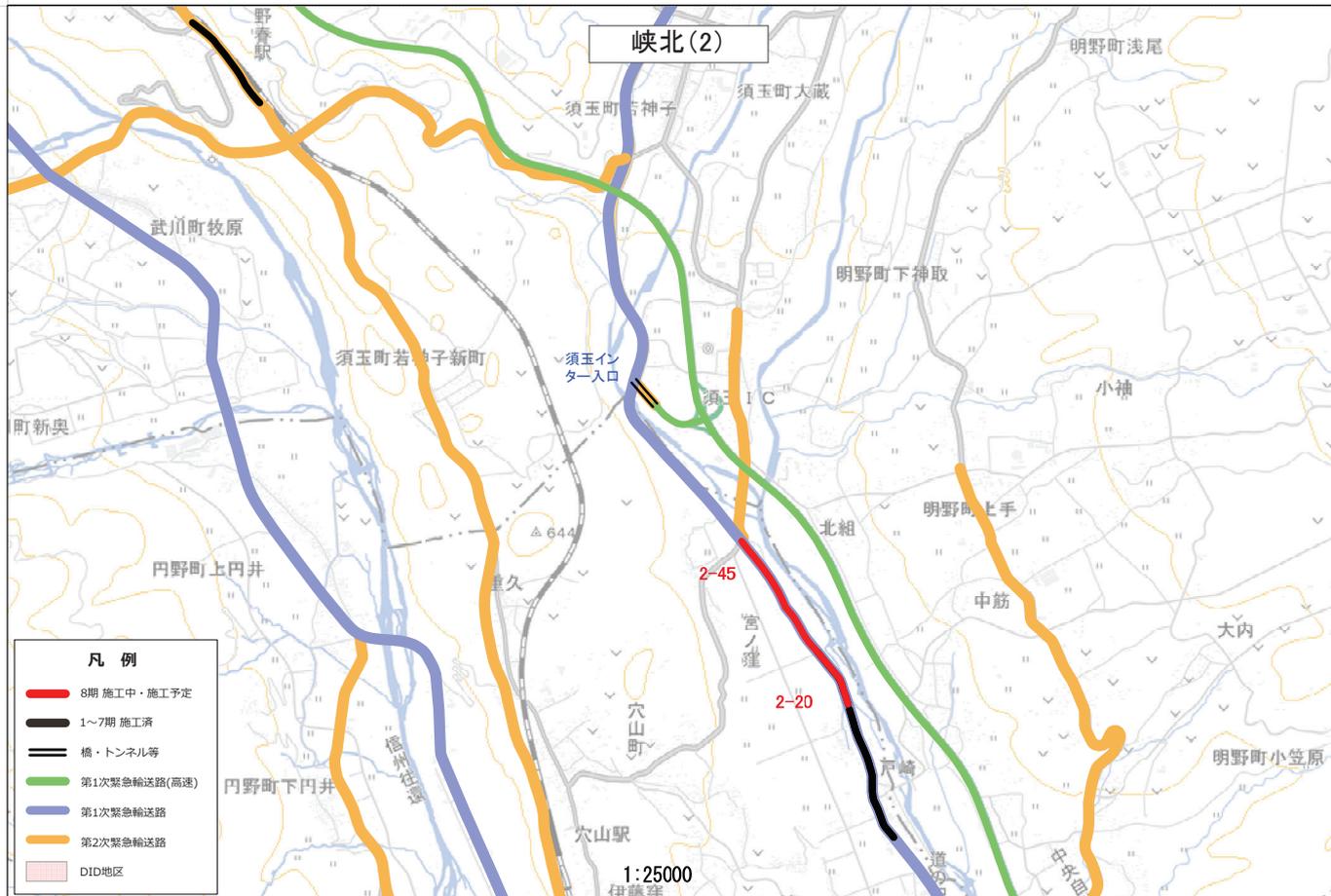
- 1－：国土交通省、2－：山梨県（道路事業）、3－：山梨県（街路事業）、4－：市町村（区画整理事業）、
5－：市町村（街路事業）、6－：市町村（道路事業ほか）











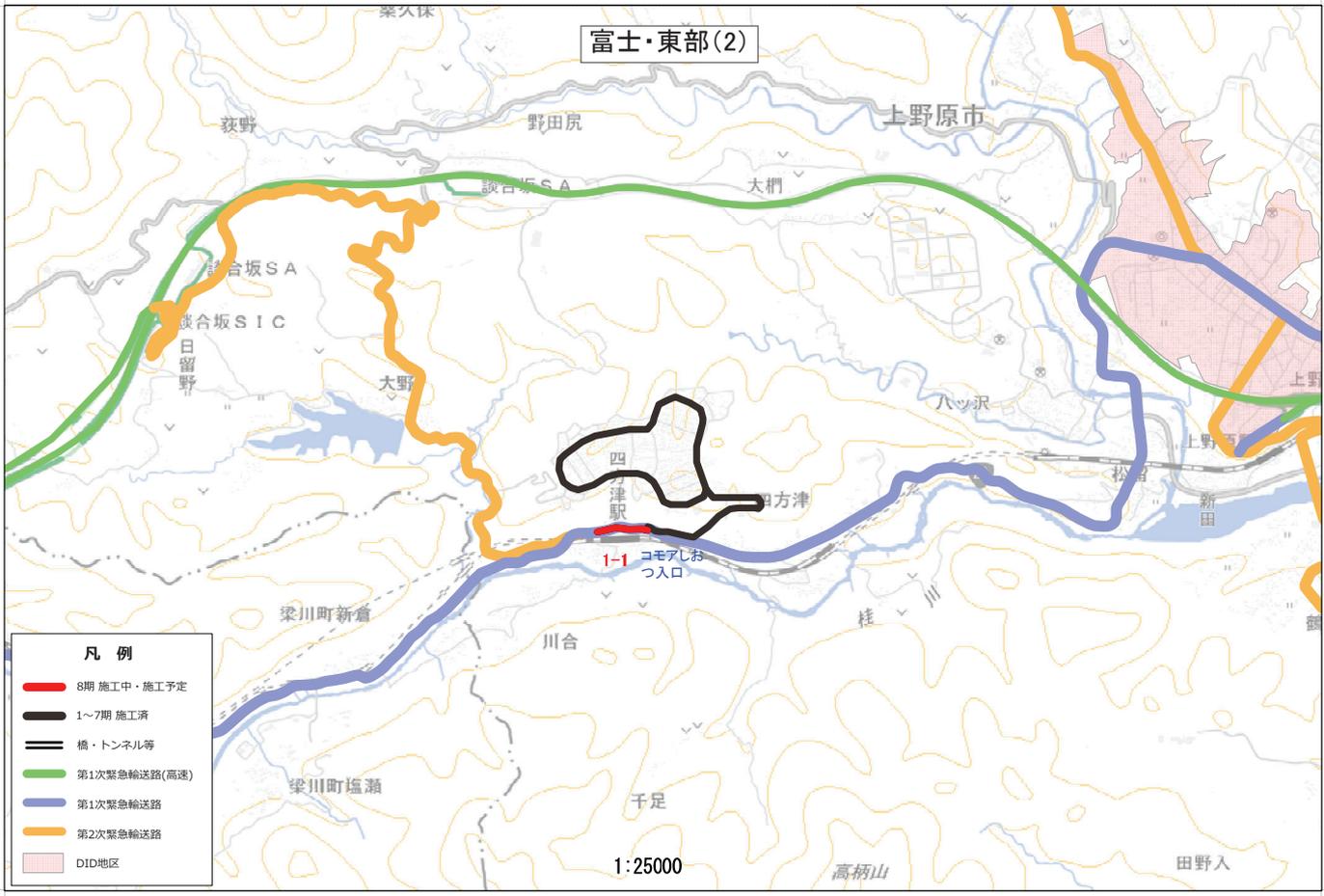
峡北(4)



富士・東部(1)



富士・東部(2)



吉田(1)

